

令和3年度決算に係る

定期監査資料

令和4年5月

中部総合事務所環境建築局



## 目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	1
5	主な事業に関する調べ	2
6	現金の取扱状況	7
	(1) 現金取扱状況	
	(2) 釣銭の状況	
7	財産に関する調べ	7
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
8	財産の貸付及び使用許可調べ	8
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
9	借受不動産明細調べ	10
10	職員駐車場の管理状況調べ	10
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
11	寄附物件の受納状況調べ	10
12	備品の処分状況調べ	10
13	環境衛生監視等の状況	11
	(1) 衛生関係施設監視等の状況	
	(2) 環境関係施設監視指導等の状況	
	(3) 廃棄物処理施設監視等の状況	
14	鳥獣保護等の状況	15
	(1) 傷病鳥獣救護等の状況	
	(2) 狩猟免許保有者等の状況	
15	住宅関連許認可等の処理状況の調べ	16
	(1) 許認可等の状況	
	(2) 不許可（取下げ、不受理）の状況	
16	県営住宅入居状況等調べ	17
○	意見、要望等	19

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和4年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		合計		備考
		当該年度	3.4.1現在	当該年度	3.4.1現在	当該年度	3.4.1現在	当該年度	3.4.1現在	
定員		3	3	20	20	0	0	23	23	
現員		( ) 4	( ) 2	(1) 19	(1) 21	( ) 0	( ) 0	(1) 23	(1) 23	過員(育休)1 (建築住宅課1)
過不足(△)		1	△1	△1	1	0	0	0	0	
臨時的任用職員		0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度任用職員		( ) 3	( ) 2	5	6	0	0	8	8	・事務員3 ・廃棄物適正処理推進指導員1 ・自然保護監視員1 ・家賃滞納指導員2 ・建築技師1

4 役付職員の調べ

(令和4年5月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
局長兼建築住宅課長	隠樹 正人	1	1	
副局長兼環境・循環推進課長	福政 民栄	1	1	
参事	有馬 義明		1	
環境・循環推進課課長補佐	嘉田 伸久		1	
環境・循環推進課課長補佐	土堂 勝明		1	
環境・循環推進課課長補佐	西山 泰司	1	1	
環境・循環推進課課長補佐	吉田 篤史	1	1	
建築住宅課課長補佐	岩村 英明		1	
建築住宅課課長補佐	前田 毅		1	

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
地域の環境保全と生活衛生関連施設の指導	—	—	—	—	—
将来ビジョン	—				
令和新时代創生戦略	—				
政策項目	—				

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

- 環境関連法令に基づき事業場等に対して立入検査・指導を行うことで、基準違反及び事故発生を未然に防止し地域の環境保全を図る。
- 旅館、公衆浴場等の生活衛生営業関連施設に対して立入検査・指導を行うことで、衛生基準の順守による適切な衛生環境の確保を図る。

(イ) 事業の実施状況

【監視指導】

- ・ばい煙発生施設、事業系排水排出施設、アスベストを使用した建築物の解体工事等に立入検査を実施し、不適切な事項に対しては文書指導を行った。
- ・旅館、公衆浴場などレジオネラ属菌による感染症が発生する可能性のある施設に立入検査を行い、水質検査の実施状況及び衛生管理状況を確認し、必要な助言・指導を行った。
- ・理容所・美容所に立入検査を実施し、消毒方法の確認指導、有資格者の確認等を行い、指導等を行った。
- ・令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応を優先したことから、立入件数については一部減となっている。

	ばい煙関係	事業場排水関係	アスベスト関係
立入検査数	13 (0)	20 (0)	137 (4)

※ ( ) 内は文書指導数

【行政検査】

- ・ばい煙、事業場排水、解体現場でのアスベスト飛散状況等の検査を実施し、検査結果を基に助言・指導を行った。

	ばい煙等	事業場排水	アスベスト
検査実施施設数	2	18	7

【講習等の実施】

- ・生活衛生営業関係の事業者団体等が実施する衛生講習会等に講師を派遣した。(8回)
- ・(一社)鳥取県産業資源循環協会が実施する建築物の解体を行う事業者向け研修会に講師を派遣しアスベストを使用した建築物の解体に係る法令等について周知した

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・アスベスト使用施設の解体現場に積極的に立入りし、工事に係る法令等の遵守状況の確認を行った。  
(監視率※： 94% (R2) →104% (R3) ) ※立入監視数/届出数×100

ウ 成果及び効果

- ・理容所、美容所、旅館、温泉利用許可等に係る法令上の手続きの不備（手続き漏れ）が散見されたが、事業者に対して速やかに指導・助言を行うことで改善を図ることができた。

工 課 題

- ・アスベストを使用した建築物の解体を行う事業者について、法令等に定められた義務を十分に理解していない事例（事前調査の未実施、作業掲示の未実施）もあることから、今後も継続して積極的な監視・指導を行う必要がある。
- ・大防法、石綿条例が令和4年4月1日施行で改正されたが、新型コロナウイルス感染症対策で説明会はオンラインのみの開催であったことから、オンラインに参加ができない事業者がいた場合、新たに規定された事項について対応漏れがでないか懸念される。

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫 支出金	起債	その他	一般財源
廃棄物の不法投棄対策強化事業	209	-	-	-	209
将来ビジョン	-				
令和新时代創生戦略	大項目 中項目 小項目 SDGsゴール 12 つくる責任つかう責任				
政策項目					

## ア 目的及び事業の実施状況

## (ア) 目的

産業廃棄物の不法投棄をはじめとする不適切処理事案に対して、行政、関係機関及び一般県民と連携を取りながら、不法投棄の解決及び未然の防止を図る。

## (イ) 事業の実施状況

- ・ 廃棄物適正処理推進指導員（警察官OB）による不法投棄監視パトロール（17日/月）を実施した。
- ・ コロナ禍のため、産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会（構成員：市町、国交省、警察署、県）を書面にて開催し、各構成員の不法投棄物の発見、撤去状況等について情報共有した。
- ・ 不法投棄案件については、市町及び警察と連携し、適正な撤去・処理を進めた。
- ・ 不法投棄監視カメラ等の利用により、投棄者に対する指導・取締りを継続実施した。

## イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

特になし

## ウ 成果及び効果

- ・ 市町が鳥取県不法投棄廃棄物処理事業補助金を活用し、1件の不法投棄現場の撤去を行った（倉吉市）。
- ・ 近年の不法投棄事案の処理状況は下表のとおりである。

区分	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
新規発見数	31	33	35	37	27
うち産業廃棄物	2	2	2	1	7
処理件数	29	32	54	33	17
未処理件数	83	84	65	69	79

※未処理件数は、過年度分からの蓄積案件を含む。

## エ 課題

- ・ 投棄者不明で投棄量が多く、地形的な要因もあって撤去費用が高額となるために処理できない事案や投棄者が判明しても所在不明であるような事案が多いため、未処理件数が無くならない。
- ・ 令和3年度は産業廃棄物の発見が多かったが、その品目は農業系のビニルやパイプ等が多く、関係機関等が適正処理を呼びかけるも、なかなか減少が見られない。
- ・ また、同じような地域や地区に投棄されることが見られるため、これまで以上に市町と協力した啓発活動や看板設置などが必要と考えている。

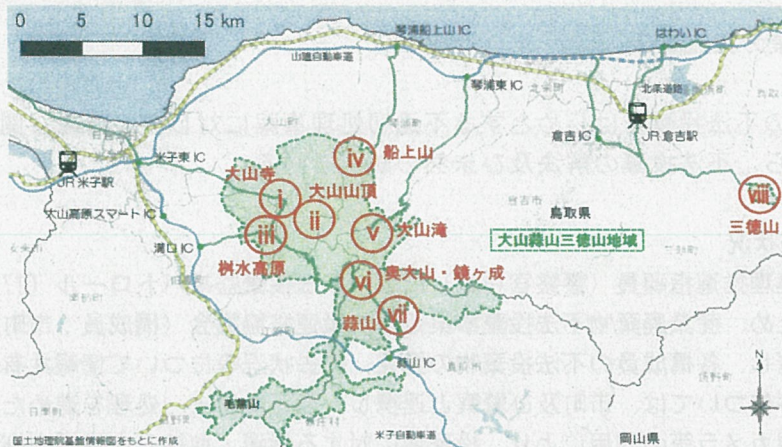
事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	一般財源	その他
国立公園満喫プロジェクト等推進事業(H28～R7)	19,038	9,337	0	9,701	0
将来ビジョン					
令和新時代創生戦略					
政策項目					

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

大山隠岐国立公園が日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」(※)のモデル地区として選定された。今後、増加が見込まれるインバウンドを取り込み、ナショナルパークに相応しいビューポイント拠点の整備等を行い、外国人観光客に魅力ある公園となるよう推進する。

※環境省が国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に全国8箇所の国立公園において訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施するモデル事業(ステップアッププログラム2020(H28～R2年度)、ステップアッププログラム2025(R3～R7年度))



(イ) 事業の実施状況

図 13 ビューポイント位置図(大山隠岐三徳山地域)

【平成29年度】

- ①中国自然歩道(一向平)標識整備工事 1,446千円
- ②ロングトレイルルート(倉吉～三徳山)標識整備工事 8,440千円

【平成30年度】

- ①中国自然歩道整備(一向平キャンプ場～大山滝間)工事 14,999千円
- ②大山滝展望施設整備 21,990千円
- ③三徳山駐車場トイレの洋式化 2,096千円

【令和元年度】

- ①中国自然歩道整備(一向平キャンプ場～大山滝間)工事 14,761千円
- ②駒鳥避難小屋工法検討等調査設計業務等 10,990千円
- ③三徳山駐車場整備調査測量設計業務 2,148千円
- ④大山滝吊橋詳細調査及び耐力検討業務 12,831千円

【令和2年度】

- ①三徳山蜜坊駐車場舗装工事 15,000千円
- ②駒鳥避難小屋改修工事 55,055千円
- ③大山滝吊橋調査測量設計業務 31,094千円

【令和3年度】

- ①三徳山海老谷休憩所新設測量設計業務 3,638千円
- ②大山滝吊橋調査測量設計業務 71,279千円

(年度内15,400千円、繰越55,879千円)

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ①三徳山における、休憩舎の測量設計業務については、既存施設で課題であった投入堂等の眺望が改善でき、身障者駐車場の確保や天候に左右されにくい施設となるよう計画検討を行った。
- ②大山滝吊橋における調査測量設計業務においては、経済性・施工性に加え維持管理に配慮した吊橋形式を選定するとともに、利用者の安全確保の観点に加え景観への配慮を行いながら計画検討を行った。

ウ 成果及び効果

- ①三徳山における、休憩舎の測量設計業務において、新たな施設では、三徳山全体を仰ぎ見ることができるようになり、眺望が大きく改善される。また、近隣の休憩舎、駐車場を一体的に活用することで、観光客へ三徳山の魅力を伝えることができる施設計画となった。
- ②大山滝吊橋における調査・測量設計については、予定地の土地所有者との調整、令和3年7月豪雨による中国自然歩道の通行止め等の影響により不測の日数を要し、繰越となり設計計画を継続中であるが、今後の工事の円滑な執行につながるよう進捗管理に務める。

エ 課題

- ①国立公園満喫プロジェクト等推進事業は、令和2年度が整備最終年であったが引き続き第2期計画が策定されたため、地元関係者や関係機関等との調整を図り円滑な事業執行を進める必要がある。
- ②第2期計画では三徳山新選拝所新設、大山滝吊橋架替等の工事を行う計画であるため、関係部局等と連携を図りながら確実に進める必要がある。



(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
県営住宅維持管理費	24,495			24,495	
将来ビジョン	-				
令和新时代創生戦略	(SDGsゴール：11 住み続けられるまちづくりを)				
政策項目	-				

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

県営住宅の入居に関する事務、修繕や植栽等の管理及び共用部分の整備を実施するとともに、入居者からの要望、相談処理等を行うことにより、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の提供及び維持管理を行う。

・県営住宅の設置状況(中部管内) 25団地 616戸

(イ) 事業の実施状況

・家賃の決定、減免、滞納による明渡請求、滞納者への損害賠償請求のほか、以下の事務を実施している。

区分	内容
家賃、駐車場使用料の徴収事務	家賃決定通知の作成送付、入退居に伴う家賃調整、家賃徴収及び収納状況の確認・管理
家賃の納付指導等	家賃納付指導員による納付指導・家賃徴収及び滞納者に対する家賃等債権管理事務取扱要領に基づく督促、催告、分納誓約、解除予告、解除通知
団地の維持修繕	住宅管理人の任免、計画修繕及び個別修繕の実施
管理代行者等との連携調整	入居者からの苦情・相談に関する対応及び管理代行者との調整、県営住宅の維持管理に関する調整

・なお、入居に関する事務、維持管理に関する事務(市町は家賃徴収等事務を含む)は、鳥取県住宅供給公社(472戸)及び市町(144戸)に管理代行委託している。

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

・市町管理代行分について、引き続き、管理代行市町に対し退去滞納者の所在調査を行うよう指導するとともに、管理代行市町からの報告等により過年度滞納者の未収・徴収状況を把握し、滞納者へ適宜指導した。

ウ 成果及び効果(※必ず記入すること。)

・令和3年度末の家賃及び駐車場使用料の未収金は1,384千円となり、令和2年度末の未収金に比べ大幅に減少した。

【県営住宅家賃等未収金状況表】

(単位：円)

区分	現年分		過年度分		合計		
	未収金	徴収率	未収金	徴収率	未収金	徴収率	
R3	県直轄分	101,909	99.9%	106,502	59.6%	208,411	99.7%
	市町管理代行分	258,200	98.9%	917,393	38.7%	1,175,593	95.5%
	計	360,109	99.7%	1,023,895	41.8%	1,384,004	98.7%
R2	県直轄分	84,700	99.9%	179,202	66.7%	263,902	99.7%
	市町管理代行分	999,860	96.1%	914,993	43.8%	1,914,853	93.0%
	計	1,084,560	99.0%	1,094,195	49.5%	2,178,755	98.1%
R1	県直轄分	149,100	99.8%	388,781	12.2%	537,881	99.4%
	市町管理代行分	517,611	98.1%	1,109,593	56.4%	1,627,204	94.5%
	計	666,711	99.4%	1,498,374	49.8%	2,165,085	98.2%

エ 課題(※必ず記入すること。)

- ・新たな滞納発生を予防するため、随時納付指導を行うとともに、県営住宅債権管理事務取扱要領による解除予告などを確実に実施する。
- ・市町管理代行分未収金の多くを占める退居滞納者未収金の回収を進めるため、保証人を含め所在を確認し、督促や市町の訪問徴収に同行するなどして未収金の回収に努める。

6 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況

(令和4年4月30日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備考
雑入	320	7	コピー代金
家賃等貸付料	1,219,820	50	
敷金(歳入歳出外現金)	17,500	1	県営住宅敷金
合計	1,237,640	58	

(2) つり銭の状況

(令和4年4月30日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	20,000円

7 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・  無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和4年4月30日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
枚 48	枚 0	0枚 0円	枚 48

8 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先		備考
							単価	本年度の貸付(使用)料	住氏	所名	
	電気通信線路	倉吉市西福守町地内	本柱1本 支線1条	R4.1.24	R4.1.24	R4.1.24~ R8.3.31	月額・ 年額	750	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話㈱	福守第一	
	石柱型碑	倉吉市米田町724-2	0.16㎡	H4.2.18	H21.3.4	R4.4.1~ R5.3.31	免除	免除	倉吉市葵町722 倉吉市	米田	
計								750			
普通財産											該当なし
計											
合計								750			

イ 建物

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先		備考
							単価	本年度の貸付(使用)料	住氏	所名	
行政財産	電気通信線路	倉吉市明治町2-2-4	光ファイバーケーブル埋設管1式	R3.5.1	R3.5.1	R3.5.1~ R8.3.31	月額・ 年額	1,375	広島市中区大手町二丁目11-10 ㈱エネルギー・コミュニケーションズ コンシューマ事業本部長	明治	
	電気通信線路	倉吉市明治町2-2-4	光ファイバーケーブル埋設管1式	R3.5.1	R3.5.1	R3.5.1~ R8.3.31	月額・ 年額	1,375	広島市中区大手町二丁目11-10 ㈱エネルギー・コミュニケーションズ コンシューマ事業本部長	明治	
	電気通信線路	倉吉市清谷1386	光ファイバーケーブル構内柱1本、ケーブル0.03㎡	R3.8.26	R3.10.19	R3.8.26~ R8.3.31	月額・ 年額	5,810	広島市中区大手町二丁目11-10 ㈱エネルギー・コミュニケーションズ コンシューマ事業本部長	清谷	
	電気通信線路	倉吉市上米積463-2	光ファイバーケーブル構内柱1本、埋設管1本	R3.10.19	R3.10.19	R3.11.1~ R8.3.31	月額・ 年額	1,250	愛媛県松山市一番町四丁目2 NTTビジネスソリューションズ㈱ 愛媛コンサルティングセクタ長	高城第一	
	電気通信線路	倉吉市小鴨650-2	光ファイバーケーブル取付金物1式	R3.11.5	R3.11.5	R3.11.5~ R8.3.31	月額・ 年額	625	愛媛県松山市一番町四丁目2 NTTビジネスソリューションズ㈱ カスタマーサクセス部門コンサルティングセクタ長(愛媛)セクタ長	小鴨	
	電気通信線路	倉吉市広瀬町1577-3	光ファイバーケーブル0.036㎡	R3.12.7	R4.1.5	R4.1.5~ R8.3.31	月額・ 年額	2,382	北九州市小倉北区古船場町5-12NTT古船場5F NTTビジネスソリューションズ㈱ CS部カスタマーリレーション部門センター所長	越殿	
	電気通信線路	倉吉市広瀬町1577-3	光ファイバーケーブル0.08㎡、成端箱1式	R4.1.21	R4.1.21	R4.1.21~ R8.3.31	月額・ 年額	2,329	広島市中区大手町二丁目11-10 ㈱エネルギー・コミュニケーションズ コンシューマ事業本部長	越殿	
	電気通信線路	倉吉市小田652	光ファイバーケーブル0.054㎡	R4.1.24	R4.1.24	R4.1.24~ R8.3.31	月額・ 年額	1,874	京都府宇治市宇治妙薬69-6 NTTビジネスソリューションズ㈱ コンサルティングセクタ長(京都)セクタ長	上井	
計								17,020			
普通財産											該当なし
計								0			
合計								17,020			

## (2) 物品

(令和4年3月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先		使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料	住所氏名				
騒音計	1	リオン NL-42EXK	R3.6.28~ R3.7.2	月額・年額	0	東伯郡湯梨浜町大字久留 19-1 湯梨浜町町民課長	琴浦町大字はわい温泉	町民からの騒音相談		
照度計	1	LM-332	R3.7.27~ R3.7.30	月額・年額	0	倉吉市葵町722 倉吉市長	倉吉市役所	職場巡視		
騒音計	1	リオン NL-42EXK	R3.8.5~ R3.8.6	月額・年額	0	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町長	琴浦町森藤地内	農業用爆音機の騒音測定		
騒音計	1	リオン NL-42EXK	R3.9.6~ R3.9.10	月額・年額	0	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町長	琴浦町森藤地内	農業用爆音機の騒音測定		
望遠鏡	1	ビクセンホムタ IIA80MF	R3.9.10~ R3.9.14	月額・年額	0	倉吉市関金町関金宿1139 NP0法人養生の郷	関金総合運動公園 ラグビー場	天体観測会		
望遠鏡	1	ビクセンホムタ IIA80MF	R3.9.24~ R3.9.27	月額・年額	0	東伯郡琴浦町宮木207 琴浦町以西地区公民館	旧以西小学校	天体観測会		
騒音計	1	リオン NL-42EXK	R4.2.25~ R4.3.3	月額・年額	0	東伯郡湯梨浜町大字久留 19-1 湯梨浜町町民課長	琴浦町大字田後地内	アパート管理人からの騒音相談		
合計					0					



環境建築局個別様式

1.3 環境衛生監視等の状況

(1) 衛生関係施設監視等の状況

\* 対象施設の選定方針

- 1 旅館・公衆浴場関係：鳥取県旅館業法施行条例及び鳥取県公衆浴場法施行条例に基づくレジオネラ属菌に係る水質検査の実施について調査、指導を行った。
- 2 理容・美容・クリーニング関係：各法律に基づき事業所の新規開設時の確認検査及び営業実態調査を行った。

\* 当年度重点検査事項

住民の衛生環境への不安解消のため、住民生活に直接関わる項目を重点項目とした。

(令和4年3月31日現在) (単位：箇所、件)

区分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な違反事項等の概要	
			施設数	件数	処分等件数				
					告発	処分	文書指導		
営業関係施設	旅館業	159	20	2	2			2	・旅館業違反 (水質基準(レジオネラ属菌)不適合=2件) ・公衆浴場い日案 (水質基準(レジオネラ属菌)不適合=2件) ・理容所違反 (無届=1件) ・美容所違反 (無届=5件)
	興行場	14	3						
	公衆浴場	31	6	1	1			1	
	理容所	135	7	1	1				
	美容所	278	25	5	5				
	クリーニング所	56	3						
水道関係施設	水道法適用施設	35							
	その他の施設								
その他の施設	化製場等	7							
	畜舎及び家きん舎	4							
	特定建築物	30	7						
	建築物衛生法に係る登録事業所	24	4						
温泉関係施設	源泉	121	26						
	利用施設	127	17						
計		1024	118	9	9			3	

(2) 環境関係施設監視等の状況

ア 環境関係施設監視指導等の状況

\* 対象施設の選定方針

- 1 水質関係：水質汚濁防止法に基づく排出基準が適用となる施設を中心に監視及び行政検査を行った。
- 2 大気関係：大気汚濁防止法に基づく排出基準が提供となる施設を中心に監視及び行政検査を行った。

\* 当年度重点検査事項

住民の環境への不安解消のため、住民生活に直接関わる事項を重点項目とした。

(令和4年3月31日現在) (単位：箇所、件)

区 分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な違反事項等の概要	
			施設数	件数	処分等件数				
					告発	処分	文書指導		
大気関係	法 令 223	13						【違反内容】 ・石綿条例 (事前着手=1) (事前調査不十分=1) (事前調査結果備え付け及び掲示の未実施=1) (養生未設置及び石綿スレートの投げ落とし=1)	
	条 例 1								
水質関係	法 令 514	23							
	条 例 184								
石綿関係	法 令 6	29	1	1			1		
	条 例 125	108	3	3			3		
ダイオキシン類関係(法令)		11	3						
フロン関係	フロン類充填回収業者	25	5						
環境検査関係	工場・事業場排水	18	20						※その他：VOC(1施設・1回)
	ばい煙測定		1						
	ダイオキシン類	7	2						
	地下水	13	26						
	海水浴場水	3	8						
	石綿その他	10	7						
計		1141	246	4	4		4		

イ 公害に関する苦情の状況

(令和4年3月31日現在) (単位：件)

区 分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	計
H29年度	( )	( ) 4	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 5
H30年度	( )	( ) 3	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 3
R元年度	( ) 1	( ) 4	( )	( ) 2	( ) 1	( )	( ) 1	( )	( )	( ) 9
R2年度	( )	( ) 6	( )	( ) 1	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 7
R3年度	( )	( ) 9	( )	( )	( )	( )	( ) 2	( ) 1	( )	( ) 12

※上段の( )は当該年度の未処理件数である。

(3) 廃棄物処理施設監視等の状況

ア 廃棄物処理施設監視指導の状況

廃棄物処理施設（中間処理施設・最終処分場等）、産業廃棄物処理業者事務所に立ち入りし監視指導を行うとともに、最終処分場の浸透水等の水質検査を行った。

\* 監視指導目標

○ 立入検査

処理施設	積替え保管施設	4回/年		
	中間処理業者（焼却炉）	6回/年	中間処理業者（焼却炉以外）	4回/年
	最終処分場（管理型）	12回以上/年	最終処分場（安定型）	6回/年
事務所	収集運搬業	1回/年		
	中間処理業者（焼却炉）	2回/年	中間処理業者（焼却炉以外）	2回/年
	最終処分業者	2回/年		

○ 水質検査

安定型最終処分場	浸透水：生活環境項目	2回/年	健康項目	1回以上/年
	地下水：健康項目	1回以上/年		
管理型最終処分場	放流水：生活環境項目	4回以上/年	健康項目	2回以上/年
	地下水：健康項目	2回以上/年		

○ 溶出試験

中間処理施設（焼却炉）等の有害物質 1回/年

\* 当年度重点検査事項

- ・ 監視時における維持管理基準及び構造基準の遵守
- ・ 排出事業所に対する指導
- ・ 浄化槽法定検査未受検者への指導
- ・ 自動車リサイクル法に基づく引取業者の業務確認（解体行為の禁止）



(令和4年3月31日現在) (単位:箇所、件)

区 分	対象 施設 数	監視 ・ 検査 施設 数	違反等件数		違反事項等の概要			主な違反事項等の概要	
			施 設 数	件 数	処分等件数				
					告 発	処 分	文書 指導		
し尿処理施設 コミュニティー・プラント	1							○廃棄物処理法の違反 なし ・文書指導 不法投棄=2 不適正処理=4	
浄化槽	335	0							
ごみ処理施設	5								
一般廃棄物最終処分場	1	1							
産業廃棄物排出事業所		33	2	2			2		
産業廃棄物処理業者	131	—							2
産業廃棄物中間処理施設	36	53							
産業廃棄物最終処分場	7	31							
使用済物品回収業者	11	13							
自動車リサイクル 関連施設	引 取 業	49	5						
	フロン類 回 収 業	21	5						
	解 体 業	6	4						
	破 碎 業	2	4						
計	605	149	2	2					4
廃棄物 関係 検査	浄化槽放流水								
	一廃最終処分場水質	1	9						
	産廃最終処分場水質	7	35						
	廃棄物焼却施設焼却灰	1	1						
	そ の 他	1	2						
計	10	47							

イ 不法投棄監視の状況

(令和4年3月31日現在) (単位:件)

区 分	不法投棄件数			当年度 処理済 件数	監視 件数	処分等件数			主な違反事項等の概要
	前年度 未処理	当年度 発生	合 計			告 発	処 分	文書 指導	
H29年度	81	31	112	29	192				
H30年度	83	33	116	32	193				
R元年度	84	35	119	54	193				
R2年度	65	37	102	33	194				
R3年度	69	27	96	17	190				

1.4 鳥獣保護等の状況

(1) 傷病鳥獣救護等の状況

(単位：件、人、日)

区 分	傷病鳥獣救護件数		自然保護監視員巡視状況	
	鳥 類	獣 類	人 数	1人平均 巡視日数
H29年度	16	5	1	145
H30年度	17	0	1	158
R元年度	27	3	1	177
R2年度	27	2	1	165
R3年度	17	2	1	163

(2) 狩猟免許保有者等の状況

(令和4年3月31日現在) (単：件、人)

区 分	免 許 試 験				免 許 保 有		狩 獵 者 登 録 件 数
	初 心 者		経 験 者		免 許 保 有 者 数	免 許 更 新 件 数	
	申 請 件 数	免 状 交 付 件 数	申 請 件 数	免 状 交 付 件 数			
網 獵	1	1			8	3	2
わ な 獵	38	37	2	2	364	89	150
第一種銃狩猟	6	2	1	1	104	52	84
第二種銃狩猟					5	3	8
計	45	40	3	3	481	147	244

1 5 住宅関連許認可等の処理状況の調べ

(1) 許認可等の状況

(令和4年3月31日現在) (単位: 件)

許認可等の名称 (法令名)	法定又は 標準処理 期限	有料 免除 の別	申請書 (届出書)		許認可	不許認可 〔取下げ 不受理〕	翌年度 繰越
			前年度か らの繰越	新 規 (更新分を含む)			
建築確認等 (建築基準法)							
<確認申請>	7日及び	有料	0	42	42		0
<計画変更>	35日	有料	0	7	7		0
<計画通知>		免除	0	1	1		0
完了検査等 (建築基準法)							
<中間検査>	7日	有料	0	0	0		0
<完了検査>		有料	0	73	73		0
<計画通知>		無料	0	1	1		0
建築許可 (建築基準法)		有料	0	5	5		0
		無料	0	0	0		0
行政財産使用許可 (地方自治法)	8日 +関係機関協議日数	有料	0	9	9		0
		免除	0	1	1		0
都市公園行為許可 (鳥取県都市公園条例)	7日 +関係機関協議日数	有料	0	0	0		0
		免除	0	74	74		0
都市公園占用許可 (鳥取県都市公園条例)	8日 +関係機関協議日数	有料	0	31	31		0
		免除	0	46	46		0
合 計		有料	0				0
		免除	0				0
		無料	0				0

(2) 不許認可 (取下げ、不受理) の状況

該当なし

16 県営住宅入居状況等調べ

<県直轄分>

(令和4年3月31日現在)

団地名 (所在地)	構造	建設年度	建設戸数		入居戸数		空家戸数		備考
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	
明治町団地 (倉吉市明治町二丁目)	中耐五階建	昭和62年度	20	100.0	20	100.0	0	0.0	
旭田町団地 (倉吉市旭田町)	中耐三階建	昭和63年度	18	100.0	18	100.0	0	0.0	
越殿団地 (倉吉市広瀬町)	中耐四階建	昭和54年度	16	100.0	14	87.5	2	12.5	政策空家2戸
八幡団地 (倉吉市八幡町)	中耐三階建	平成6年度 平成9年度	30	100.0	24	80.0	6	0.0	政策空家6戸
米田団地 (倉吉市米田町)	中耐四階建等	平成21年度改 平成17年度 平成19年度改	56	100.0	45	80.4	11	19.6	政策空家11戸
上灘団地 (倉吉市上灘町)	中耐四階建	昭和59年度 昭和60年度	32	100.0	23	71.9	9	28.1	政策空家9戸
福守第一団地 (倉吉市西福守町)	中耐三階建	平成3年度 平成4年度 平成5年度 平成7年度	66	100.0	59	89.4	7	10.6	政策空家3戸 (うち被災者・ウクライナ避難民用2戸)
福守第二団地 (倉吉市不入岡)	中耐三階建	平成5年度	24	100.0	20	83.3	4	16.7	
河北団地 (倉吉市福庭町一丁目)	中耐四階建	昭和55年度 昭和56年度 昭和63年度	64	100.0	29	45.3	35	54.7	政策空家3戸、住戸 改善事業実施中32戸
上井団地 (倉吉市小田)	中耐三階建	平成9年度 平成10年度 平成11年度	36	100.0	33	91.7	3	8.3	政策空家3戸
清谷団地 (倉吉市清谷)	中耐三階建	平成8年度	18	100.0	17	94.4	1	5.6	政策空家1戸
和田団地 (倉吉市馬場町)	中耐四階建	昭和53年度 平成18年度 平成20年度改 平成22年度改	88	100.0	56	63.6	32	36.4	政策空家32戸 (うちウクライナ避難 難民用6戸)
鴨川団地 (倉吉市関金町安歩)	木造二階建	昭和57年度	4	100.0	2	50.0	2	50.0	政策空家2戸
県直轄分小計			472	100.0	360	76.3	112	23.7	政策空家72戸 (うち被災者・ウクライナ 避難民用8戸)、 住戸改善事業実施中32 戸

※政策空家とは、廃止予定の団地、または大規模改修予定等の団地から、移転する入居者の受け入れ用として入居を停止している団地の空家のこと。

<市町管理代行分>

(令和4年3月31日現在)

団地名 (所在地)	構造	建設年度	建設戸数		入居戸数		空家戸数		備考
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	
三明寺団地 (倉吉市巖城)	簡耐二階建	昭和61年度	7	100.0	2	28.6	5	71.4	政策空家5戸
北野団地 (倉吉市北野)	木造二階建	平成11年度 平成12年度 平成13年度	9	100.0	8	88.9	1	11.1	政策空家1戸
小鴨団地 (倉吉市小鴨・中河原)	木造二階建等	平成8年度 平成9年度 平成10年度	14	100.0	12	85.7	2	14.3	政策空家2戸
東和田団地 (倉吉市和田東町)	木造二階建	平成13年度 平成16年度	10	100.0	9	90.0	1	10.0	
高城第一団地 (倉吉市上米積)	木造二階建等	平成7年度 平成8年度 平成9年度 平成10年度	20	100.0	18	90.0	2	10.0	
浜団地 (湯梨浜町はわい長瀬)	木造二階建	平成9年度 平成10年度	10	100.0	10	100.0	0	0.0	
泊港団地 (湯梨浜町泊)	中耐三階建	平成6年度	18	100.0	17	94.4	1	5.6	
大野団地 (北栄町国坂)	木造二階建	平成11年度	6	100.0	6	100.0	0	0.0	
栄第一団地 (北栄町亀谷)	木造二階建	平成6年度 平成7年度	8	100.0	7	87.5	1	12.5	
栄第二団地 (北栄町大島)	木造二階建等	平成16年度	8	100.0	8	100.0	0	0.0	
赤碓港団地 (琴浦町赤碓)	中耐四階建	昭和48年度	16	100.0	5	31.3	11	68.7	政策空家10戸
みどり団地 (琴浦町光)	簡耐二階建	昭和55年度 昭和56年度	18	100.0	8	44.4	10	55.6	政策空家10戸
市町管理代行分 小計			144	100.0	110	76.4	34	23.6	政策空家25戸
県営住宅合計			616	100.0	470	76.3	146	23.7	政策空家100戸、住戸 改善事業実施中32戸

※政策空家とは、廃止予定の団地、または大規模改修予定等の団地から、移転する入居者の受け入れ用として入居を停止している団地の空家のこと。

